

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	繰越金		738,348 △	177,391	560,957
		1 繰越金	738,348 △	177,391	560,957
2	諸収入		4,593,573 △	842,307	3,751,266
		1 貸付金 元利収入	4,593,573 △	842,464	3,751,109
		2 雑入		157	157
3	県債		1,842,752 △	444,944	1,397,808
		1 県債	1,842,752 △	444,944	1,397,808
	歳入合計		7,290,680 △	1,464,642	5,826,038

平成13年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）
 平成13年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,464,642千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,826,038千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 （債務負担行為の補正）
 第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。
 （地方債の補正）
 第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第 2 表 債務負担行為補正 追 加			
事 項	期 間	限 度 額	
事務機器等賃借	平成14年度		千円 50

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 3,623,230 △	千円 1,045,300	千円 2,577,930
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	3,623,230 △	1,045,300	2,577,930
2 公 債 費		2,882,501 △	278,127	2,604,374
	1 公 債 費	2,882,501 △	278,127	2,604,374
3 諸 支 出 金		784,949 △	141,215	643,734
	1 繰 出 金	784,949 △	141,215	643,734
歳 出 合 計		7,290,680 △	1,464,642	5,826,038

第 3 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正		前		補 正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法		利 率
中小企業 基金 貸付事業費	1,842,752	中小企業総合 事業団貸付金 の 借 り 入 れ	年 4.1 % 以 内	20 年 以 内 (うち据置期 間 5 年 以 内) 年賦元金均 等償還	1,397,808	(補 正 前 に 同 じ)		

平成13年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

平成13年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ336,705千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正					
歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
1 民 生 費			161,619		161,619
		1 母 子 寡 婦 福 祉 費 金	161,619		161,619
歳 出	合 計		336,705		336,705

第 1 表 歳入歳出予算補正					
歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
1 繰 入 金				990	990
		1 一 般 会 計 繰 入 金		990	990
2 繰 越 金			202,596 △	990	201,606
		1 繰 越 金	202,596 △	990	201,606
歳 入	合 計		336,705		336,705

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入	項	補正前の額	補 正 額	計
款		千円	千円	千円
1 繰 入 金		51,682 △	15,395	36,287
	1 基金繰入金	51,682 △	15,395	36,287
2 繰 越 金		26,851	12,614	39,465
	1 繰越金	26,851	12,614	39,465
歳 入 合 計		78,533 △	2,781	75,752

平成13年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第1号)
 平成13年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,781千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,752千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 (債務負担行為)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 2 表 債務負担行為
設 定 事 項

設 定 事 項	期 間	限 度 額 千円
事務機器等賃借	平成14年度 ～平成17年度	4,400
	年次別内訳	
	平成14年度	1,500
	平成15年度	1,500
	平成16年度 平成17年度	1,200 200

歳 出 款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費		78,533 △	2,781	75,752
	1 用度費	78,533 △	2,781	75,752
歳 出 合 計		78,533 △	2,781	75,752